

第1章 概要

1 流域下水道事務所の沿革

- 昭48. 6. 16 京都府規則第26号で「桂川右岸流域下水道建設事務所」が新設され、長岡京市開田十三4の2に仮事務所を開設し、建設第一課及び建設第二課を設置
- 昭48. 11. 1 事務所を長岡京市友岡西畑1-15に移設
- 昭49. 8. 2 京都府告示第455号で京都府会計規則上の「公所」に指定
- 昭50. 6. 18 「庶務担当」を設置、2課・1担当となる
- 昭52. 4. 12 京都府規則第20号で名称を「流域下水道建設事務所」と改正、「調査課」を設置、3課・1担当となる
- 昭54. 4. 11 事務所を長岡京市勝竜寺樋の口1の洛西浄化センターに移設
- 昭54. 6. 28 汚水処理施設の運転管理を行うため、財団法人京都府下水道公社を設立
- 昭54. 10. 18 桂川右岸流域下水道の一部供用開始
- 昭55. 4. 17 「管理課」を設置（庶務担当を廃止）、4課制となる
- 昭61. 3. 31 木津川流域下水道の一部供用開始
- 昭61. 6. 17 宮津湾流域下水道建設に伴い「宮津湾担当」を設置
- 昭62. 4. 17 宮津湾流域下水道整備促進のため「宮津工事事務所」を開設（宮津湾担当を廃止）、4課・1工事事務所となる
- 平 2. 6. 15 木津川上流流域下水道整備のため「木津川上流工事事務所」を開設、また、桂川中流流域下水道建設に伴い「桂川中流担当」を設置、4課・2工事事務所・1担当となる
- 平 5. 3. 31 宮津湾流域下水道の一部供用開始
- 平 5. 4. 1 桂川中流流域下水道整備促進のため「桂川中流工事事務所」を開設（桂川中流担当を廃止）、4課・3工事事務所となる
- 平 6. 10. 31 京都府園部総合庁舎敷地内に桂川中流工事事務所を設置
- 平 8. 4. 25 「府立洛西浄化センター公園」開園
- 平 8. 12. 17 桂川右岸流域下水道「雨水北幹線第1号管渠」着工
- 平11. 3. 31 桂川中流流域下水道の一部供用開始
- 平11. 11. 1 木津川上流流域下水道の一部供用開始
- 平12. 4. 1 「木津川上流工事事務所」及び「桂川中流工事事務所」を本所に統廃合、本所の「建設第一課」を「桂川流域課」に、「建設第二課」を「木津川流域課」に、「宮津工事事務所」を「宮津出張所」に改組
- 平13. 6. 1 桂川右岸流域下水道「雨水北幹線第1号管渠」供用開始
- 平14. 6. 1 「調査課」を廃止し管理課に統合、3課体制となる
- 平16. 3. 17 桂川右岸流域下水道「雨水北幹線第2、3号管渠工事」着手

- 平16. 8. 1 「府立洛西浄化センター公園」芝生球技場開園
- 平17. 4. 1 洛南浄化センター消化ガス発電・汚泥乾燥施設供用開始
- 平18. 5. 31 京都府下水道組織の合理化を図るため、財団法人京都府下水道公社を解散
- 平18. 6. 1 建設と管理の一体化を図るため、京都府規則第32号で、「流域下水道建設事務所」を「流域下水道事務所」に改組し、「総務室」、「施設整備室」、「施設管理室」及び「洛西・洛南・宮津湾・南丹・木津川上流の5浄化センター」を設置
- 平23. 10. 11 桂川右岸流域下水道「雨水北幹線2、3号管渠」供用開始
- 平26. 7. 22 桂川右岸流域下水道「雨水南幹線」起工式
- 平27. 8. 18 木津川上流浄化センター消化ガス発電施設起動式
- 平28. 4. 1 桂川中流流域下水道を南丹市に移管
- 平29. 4. 1 洛西浄化センター下水汚泥固形燃料化施設供用開始
- 平31. 4. 1 木津川上流浄化センター6系供用開始
- 令 1. 8. 30 洛西浄化センター下水汚泥焼却施設供用開始（*ダウンスイング*改造）
- 令 3. 7. 14 木津川上流浄化センター消化ガス発電増設3台供用開始
- 令 4. 3. 21 桂川右岸流域下水道雨水南幹線・呑龍ポンプ場供用開始